

西条市水道事業の 現状と課題等について



令和3年3月19日
第1回 西条市使用料等審議会
西条市環境部水道業務課

目 次

- 1 西条市水道事業の概況について
- 2 水道事業の現状について
- 3 地方公営企業について
- 4 西条市上水道事業の財政状況等について
- 5 西条市上水道事業の経営改善の取組と課題について
- 6 水道料金改定の取組について

1 西条市水道事業の概況



2

1 西条市水道事業の概況（上水道のあゆみ）

東部地区上水道

平成17年（2005年）

5地区簡易水道事業を東部地区上水道事業として事業認可

西部地区上水道

平成11年（1999年）

3地区簡易水道事業を西部地区上水道事業として事業認可

丹原地区上水道

昭和33年（1958年）

丹原町上水道事業が創設
その後第3次変更認可まで行う

東予地区上水道

昭和56年（1981年）

昭和33年創設の三芳地区上水道と
昭和35年創設の壬生川地区上水道が
統合され東予市上水道となる

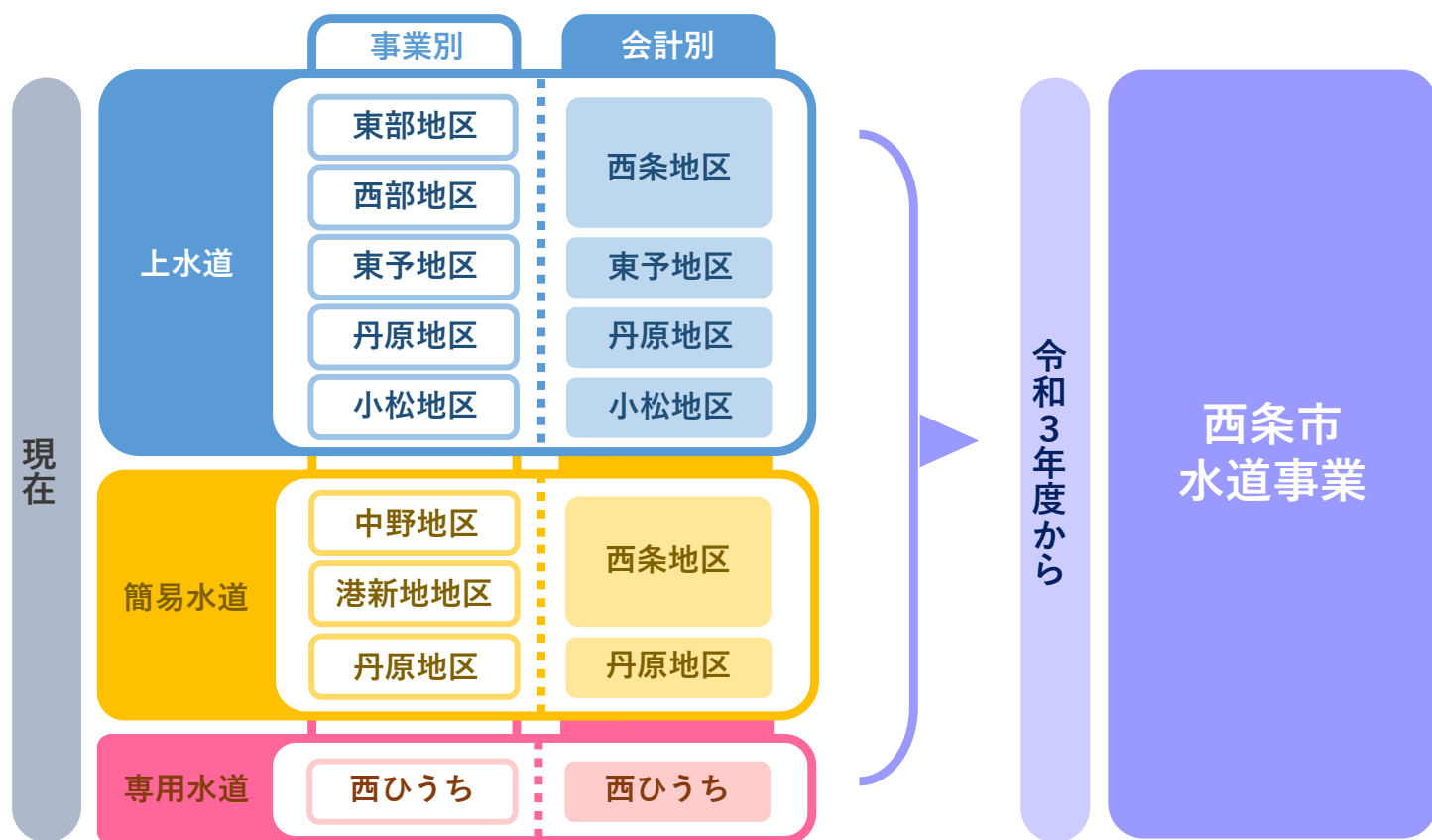
小松地区上水道

昭和35年（1960年）

小松町上水道事業が事業認可を受け、
第2次拡張事業まで行う

3

1 西条市水道事業の概況（事業統合）

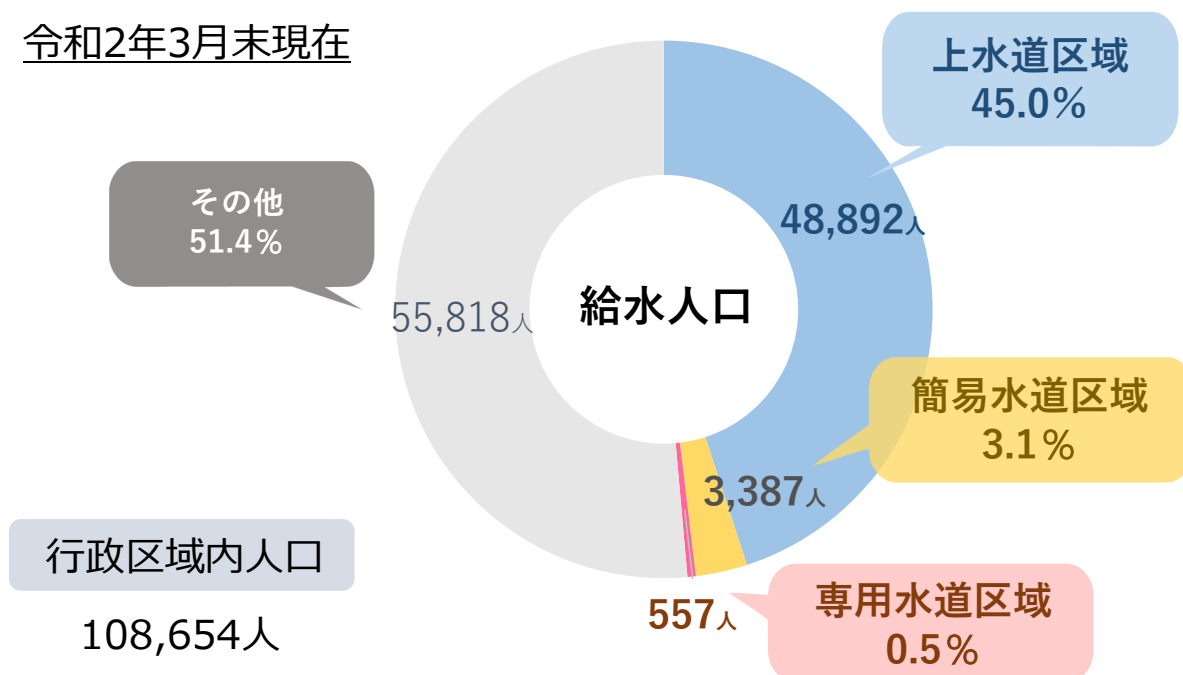


4

2 水道事業の現状（給水人口の割合）

西条市行政区域内人口のうち、**約48.6%** が上水道事業等の水の供給を受けている。

令和2年3月末現在



5

2 水道事業の現状（料金体系）

水道料金体系は大きく分けて、
種類別、用途別、口径別 の3つに大別される。

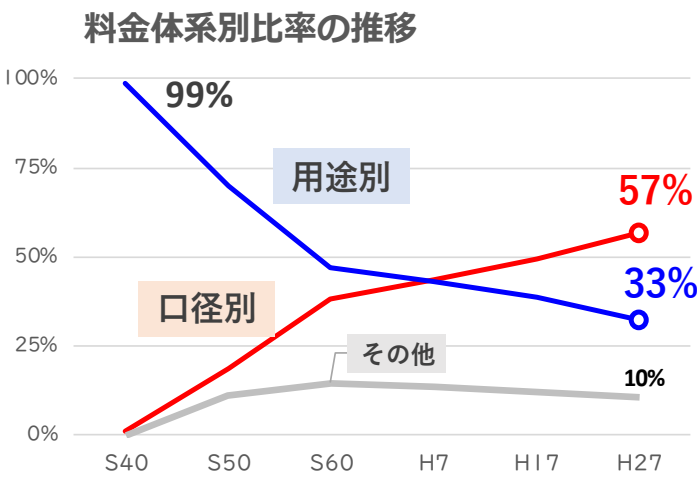
○ 市内 4 地区の水道料金の体系

地区名	西条地区	東予地区	丹原・小松地区
料金体系	種類別	用途別	口径別
区分	専用給水装置 共用給水装置	家庭用 工場用 営業用 船舶用 湯屋用 臨時用	13mm 20mm 25mm 30mm 50mm 100mm

6

2 水道事業の現状（料金体系の推移）

料金体系は、全国的に
用途別から **口径別へ移行** してきている。



○ 料金体系の推移

年度		S40	S50	S60	H7	H17	H27
用途別	事業体数	1,095	1,100	868	818	613	415
	比率	99.0	70.2	47.0	42.9	38.6	32.6
口径別	事業体数	11	295	705	829	783	721
	比率	1.0	18.8	38.3	43.5	49.4	56.6
その他	事業体数	0	172	270	259	190	138
	比率	0.0	11.0	14.7	13.6	12.0	10.8
計	事業体数	1,106	1,567	1,843	1,906	1,586	1,274
	比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

7

2 水道事業の現状（料金表）

4 地区の基本料金、従量料金（税別）

西条地区

基本料金		超過料金	
種類	金額(円)	段階区分	金額(円)
専用給水装置	900	1～10m ³	0
		11m ³ ～	150
共用給水装置	610	1～10m ³	0
		11～25m ³	100
		26～50m ³	120
		51m ³ ～	130

丹原地区

基本料金		超過料金		
口径	金額(円)	口径	段階区分	金額(円)
13mm	1,050	13mm	1～10m ³	0
20mm	2,600		11m ³ ～	150
25mm	4,200	20mm	1～20m ³	0
30mm	4,500		21m ³ ～	150
40mm	4,900	25mm	1～30m ³	0
50mm	5,500		31m ³ ～	150
75mm	5,700	以上		
100mm	6,100			

東予地区

基本料金		超過料金	
用途	金額(円)	段階区分	金額(円)
家庭用	900	11m ³ ～	150
団体用	2,500	21m ³ ～	150
営業用	2,500	31m ³ ～	150
湯屋用	11,380	101m ³ ～	150
工場用	14,500	101m ³ ～	150
船舶用	160	2m ³ ～	160
臨時用	2,200	11m ³ ～	200

小松地区

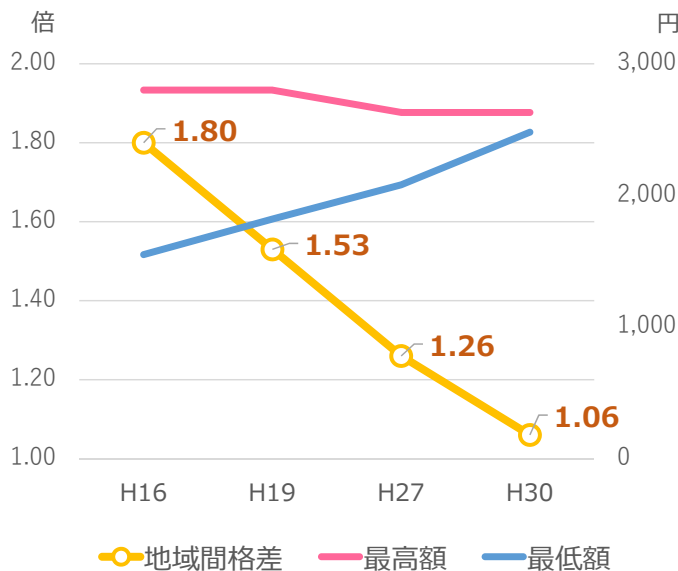
基本料金		超過料金		
口径	金額(円)	口径	段階区分	金額(円)
13mm	750	13mm	1～8m ³	0
20mm	3,500		9～25m ³	150
25mm	4,000		26m ³ ～	180
30mm	4,500	20mm	1～25m ³	0
40mm	5,500			
50mm	7,000			
75mm	8,500		26m ³ ～	220

8

2 水道事業の現状

（一般的な家庭の料金比較と地域間格差の推移）

口径13mm、1か月20m³使用の場合



（円、メーター使用料込、消費税別）

	H16	H19	H27	H30
丹原地区	2,800	2,800	2,630	2,630
小松地区	2,750	2,750	2,630	2,630
西条地区	1,550	1,820	2,080	2,480
東予地区	2,040	2,040	2,240	2,480

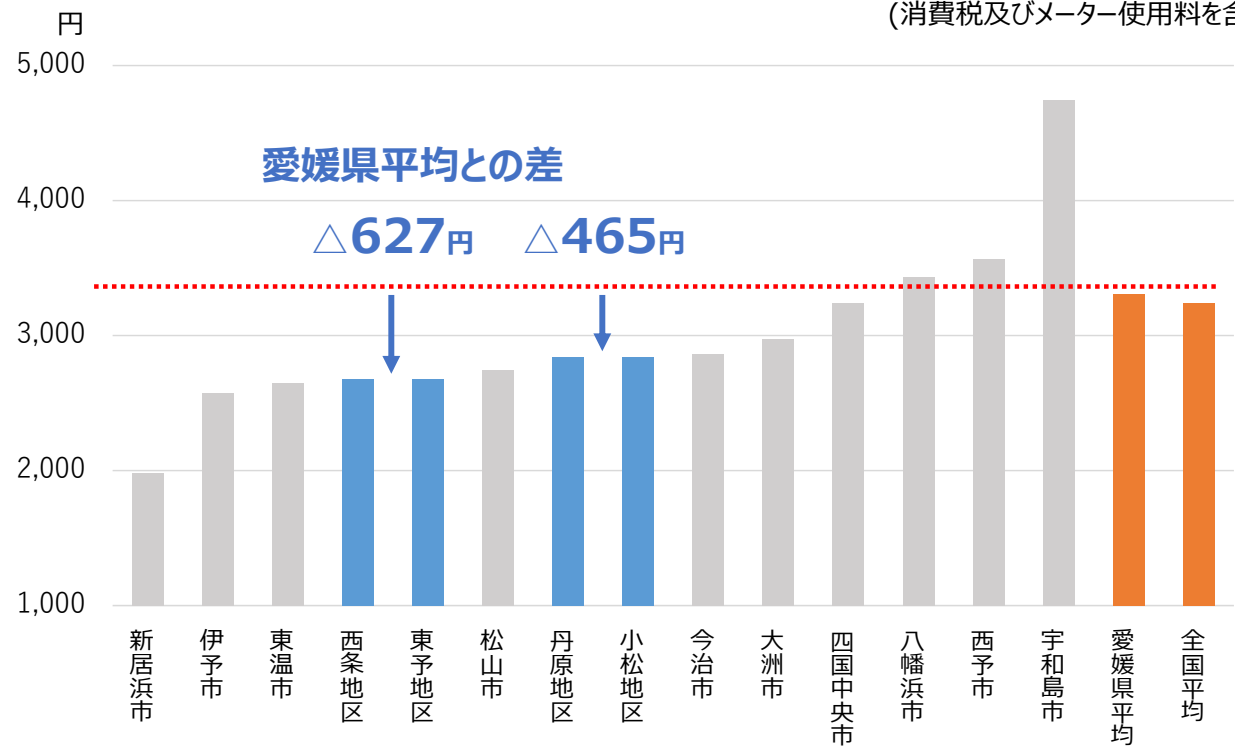
最高額 (円)	2,800	2,800	2,630	2,630
最低額 (円)	1,550	1,820	2,080	2,480
格差 (倍)	1.80	1.53	1.26	1.06

9

2 水道事業の現状（愛媛県下 11市の料金比較）

口径13mm、1か月20m³使用の場合

平成31年4月1日現在
(消費税及びメーター使用料を含む)



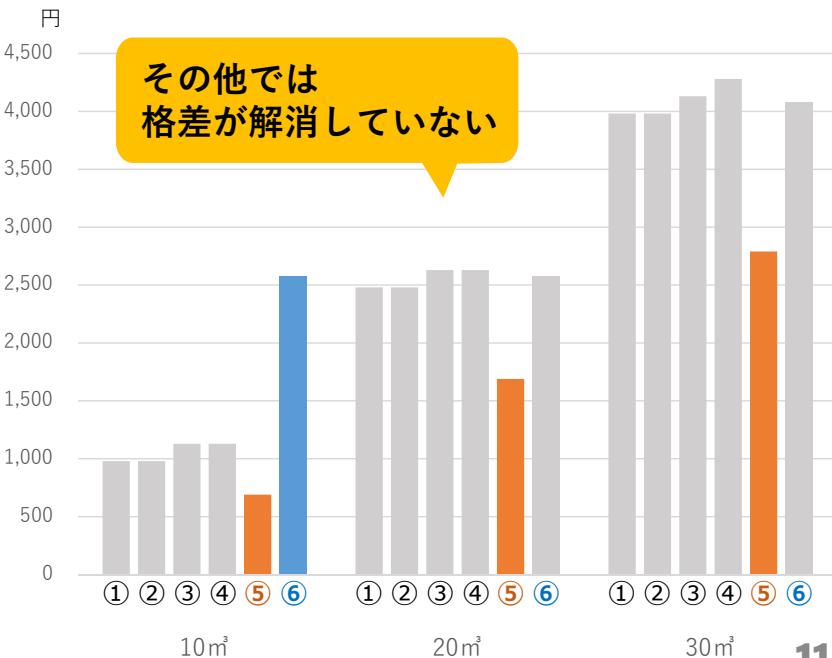
10

2 水道事業の現状（料金体系の違いによる格差）

一般的な家庭の水道料金の地域間格差は縮小されているが、料金水準の格差を解消しても、料金体系の違いによる料金格差がある。

○ 1 か月あたり水道料金
(口径13mm、税別、メーター使用料込)

	番号	地区名	料金体系等		使用水量		
					10m ³	20m ³	30m ³
一般的な家庭	①	西条	種類別	専用給水装置	980	2,480	3,980
	②	東予	用途別	家庭用	980	2,480	3,980
	③	丹原	口径別		1,130	2,630	4,130
	④	小松	口径別		1,130	2,630	4,280
その他	⑤	西条	種類別	共用給水装置	690	1,690	2,790
	⑥	東予	用途別	営業用団体用	2,580	2,580	4,080



11

3 地方公営企業について

西条市上水道事業は、
地方公営企業法に基づいて設置された地方公営企業です。

○ 地方公営企業法 第3条（経営の基本原則）

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮すると共に、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

○ 地方公営企業法 第21条（料金）

地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することが出来る。料金は公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することが出来るものでなければならない。

12

3 地方公営企業について

一般の行政機関との違いは？

一般の行政機関では税金で経費をまかなっています。それに対して地方公営企業は原則として民間の会社と同じように『独立採算』で経営されています。従って水道事業では水道料金の料金収入で経費がまかなわれています。

公共性と経済性は両立できる？

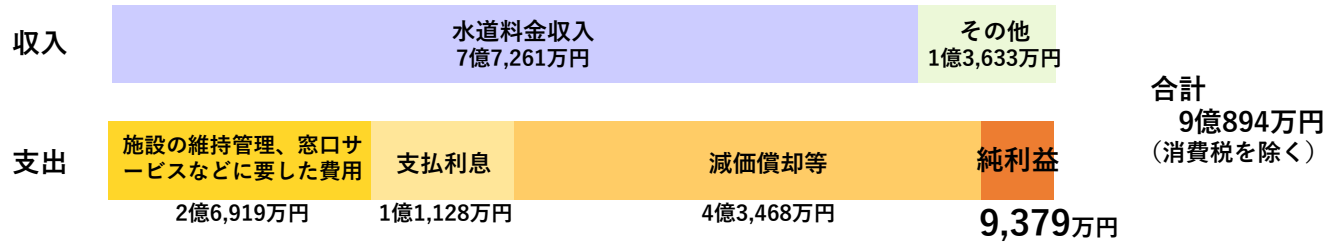
経済的・効率的に仕事をする事でサービスの質を高め、適正な価格で安定したサービスを提供することが、市民の快適な生活を送れるという公共性につながります。

13

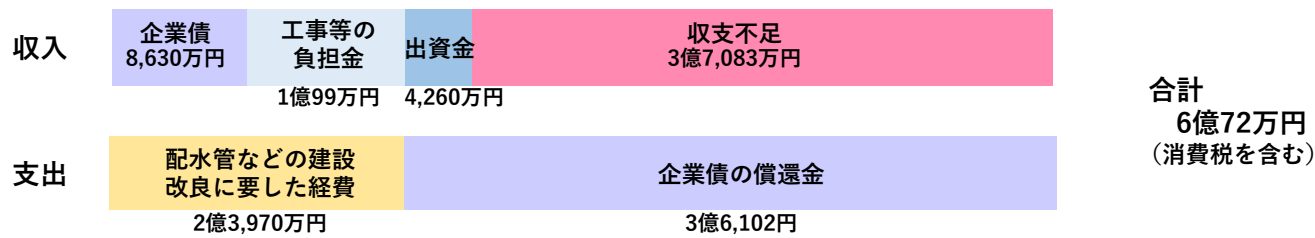
4 西条市上水道事業の財政状況等

令和元年度決算の状況

① 給水する経費とその財源（収益的収支）



② 水道施設を整備するための経費とその財源（資本的収支）



4 西条市上水道事業の財政状況等

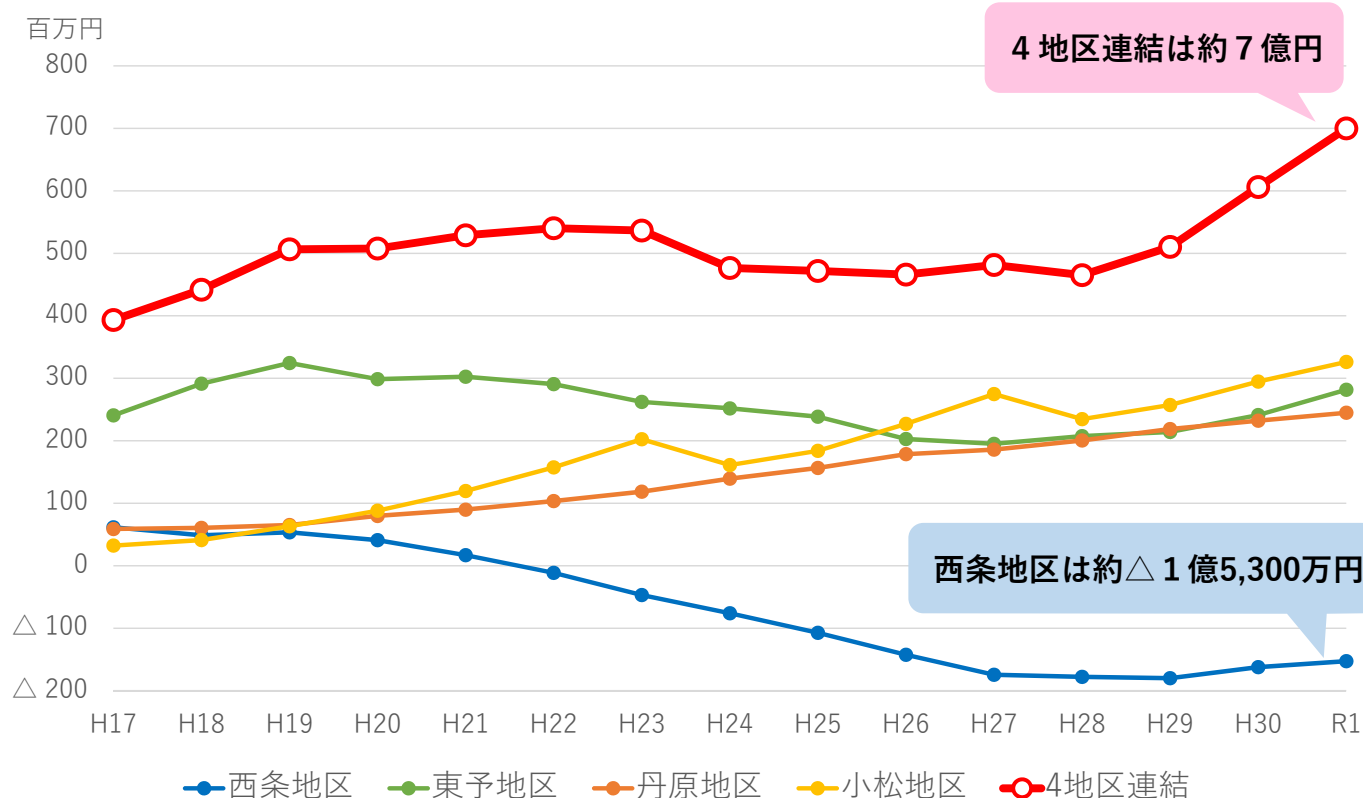
年度別地区別収支の状況

(単位：円)

地区 年度	西条地区	東予地区	丹原地区	小松地区	4地区計
17年度	10,982,591	68,853,756	7,316,680	3,729,798	90,882,825
18年度	△ 12,785,120	50,657,802	1,782,726	8,841,877	48,497,285
19年度	4,721,347	33,152,079	4,610,420	22,151,012	64,634,858
20年度	△ 12,404,592	14,228,695	14,504,875	24,937,257	41,266,235
21年度	△ 24,126,131	3,760,927	10,076,088	31,492,876	21,203,760
22年度	△ 28,342,922	△ 11,780,452	13,644,691	37,766,857	11,288,174
23年度	△ 35,442,292	△ 28,462,781	15,134,898	45,084,836	△ 3,685,339
24年度	△ 29,117,056	△ 10,342,306	20,784,577	27,739,776	9,064,991
25年度	△ 31,249,787	△ 13,303,277	17,147,360	49,146,711	21,741,007
26年度	△ 35,320,805	△ 35,794,008	22,143,356	49,555,471	584,014
27年度	△ 31,912,636	△ 7,670,851	7,194,284	48,026,087	15,636,884
28年度	△ 3,306,164	12,397,683	14,719,615	43,871,528	67,682,662
29年度	△ 2,168,830	6,692,989	18,193,894	40,569,464	63,287,517
30年度	17,744,992	27,019,738	13,452,030	37,578,256	95,795,016
R1年度	9,403,520	40,405,332	12,583,030	31,394,219	93,786,101

4 西条市上水道事業の財政状況等

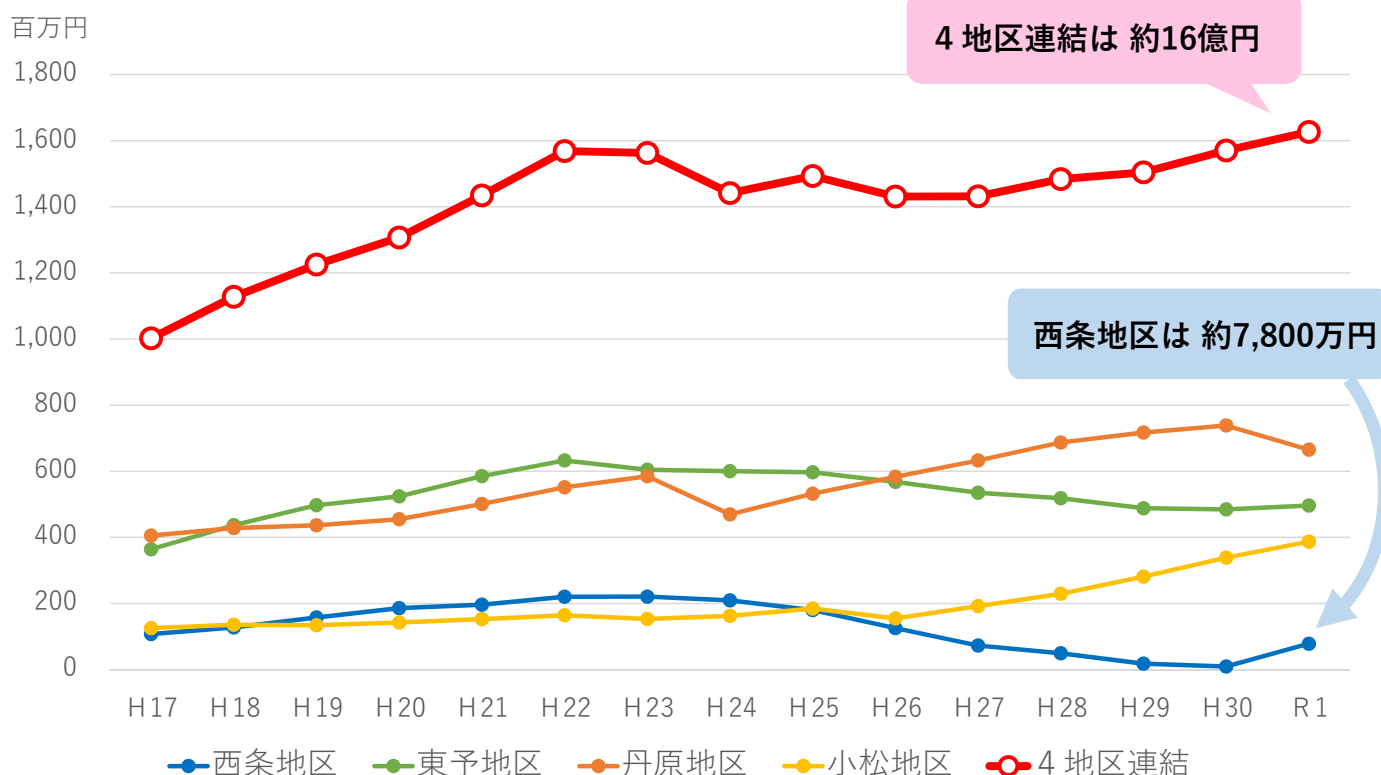
年度別利益剰余金の推移



16

4 西条市上水道事業の財政状況等

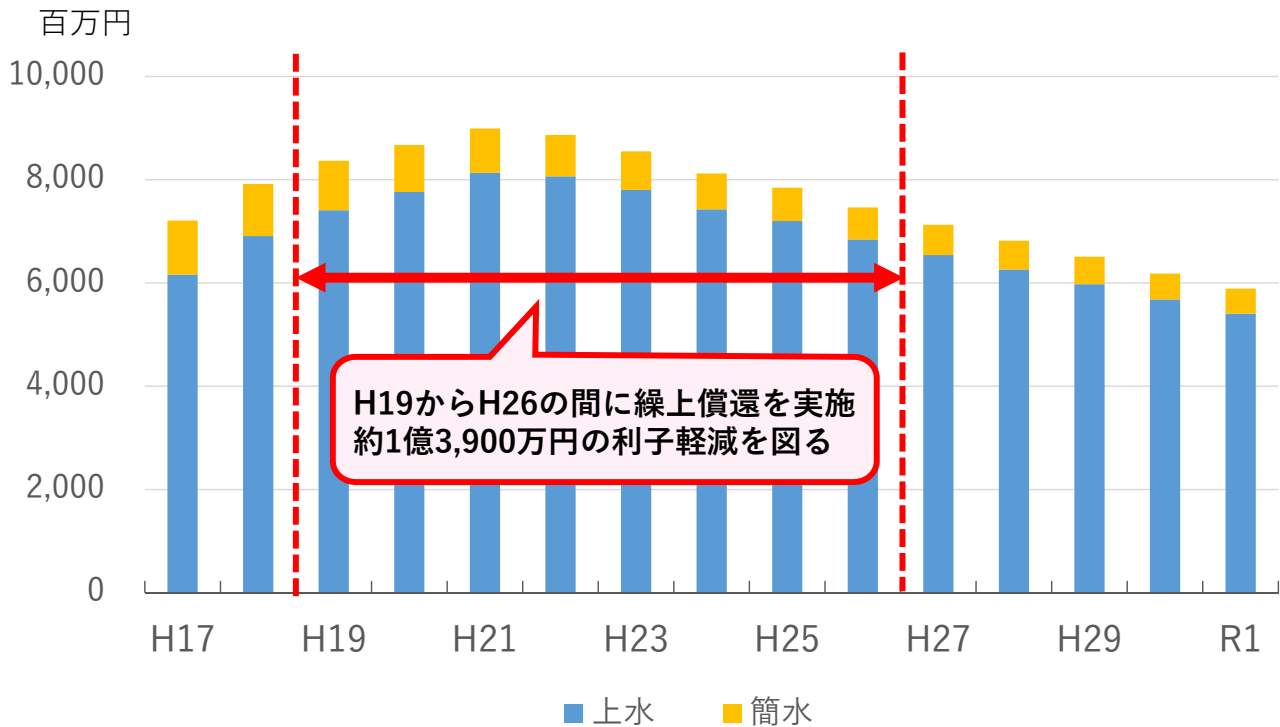
年度別内部留保資金の推移



17

5 西条市上水道事業の経営改善の取組と課題

企業債残高の推移



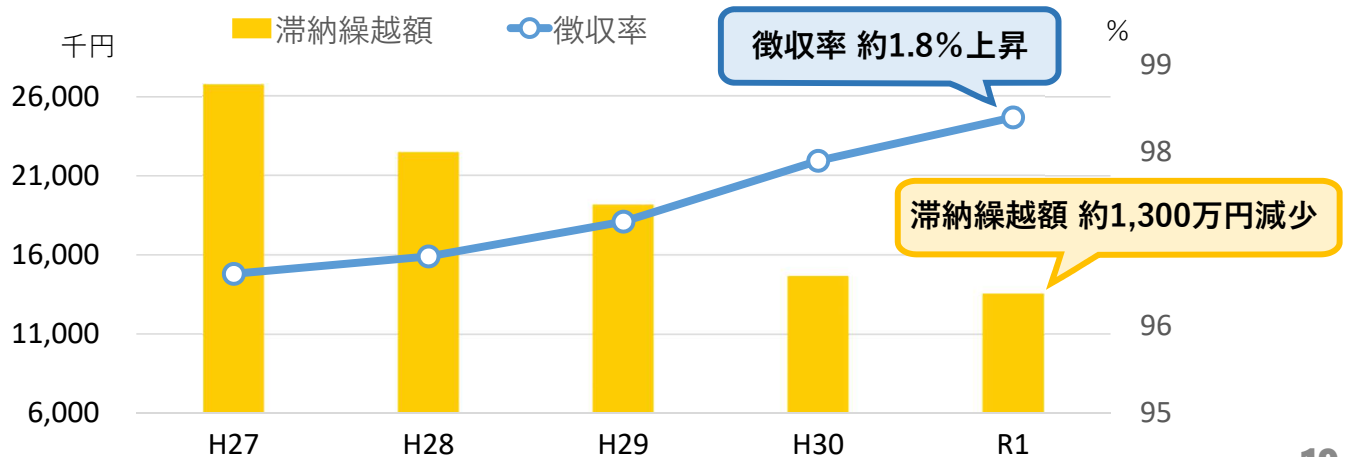
18

5 西条市上水道事業の経営改善の取組と課題

上水道料金の徴収率と滞納繰越額 (5年間の推移)

単位 | %、円

	H27	H28	H29	H30	R1
徴収率	96.6	96.8	97.2	97.9	98.4
現年度	99.3	99.3	99.3	99.3	99.4
過年度	23.3	20.1	23.8	36.1	40.0
滞納繰越額	26,736,248	22,467,362	19,164,527	14,677,492	13,574,581

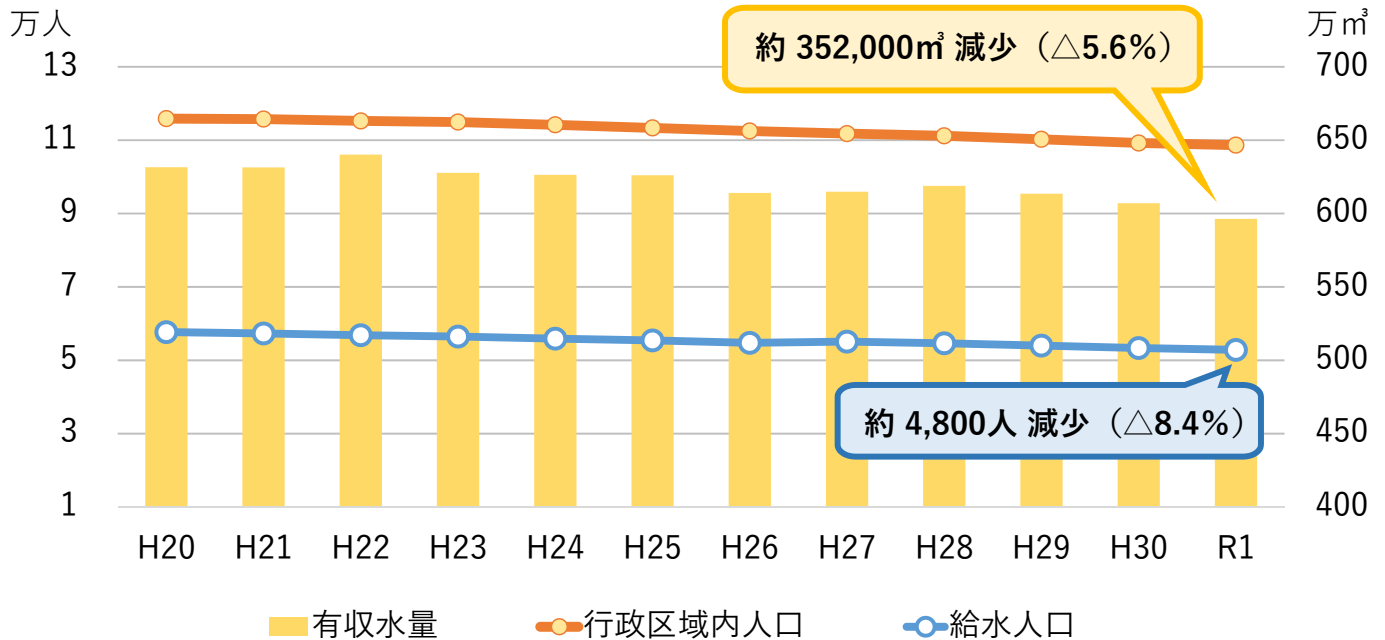


19

5 西条市上水道事業の経営改善の取組と課題

給水人口と有収水量の推移 (上水道・簡易水道・西ひうち専用水道)

給水人口の減少により有収水量（料金収入の対象となった水量）が減少傾向にある。

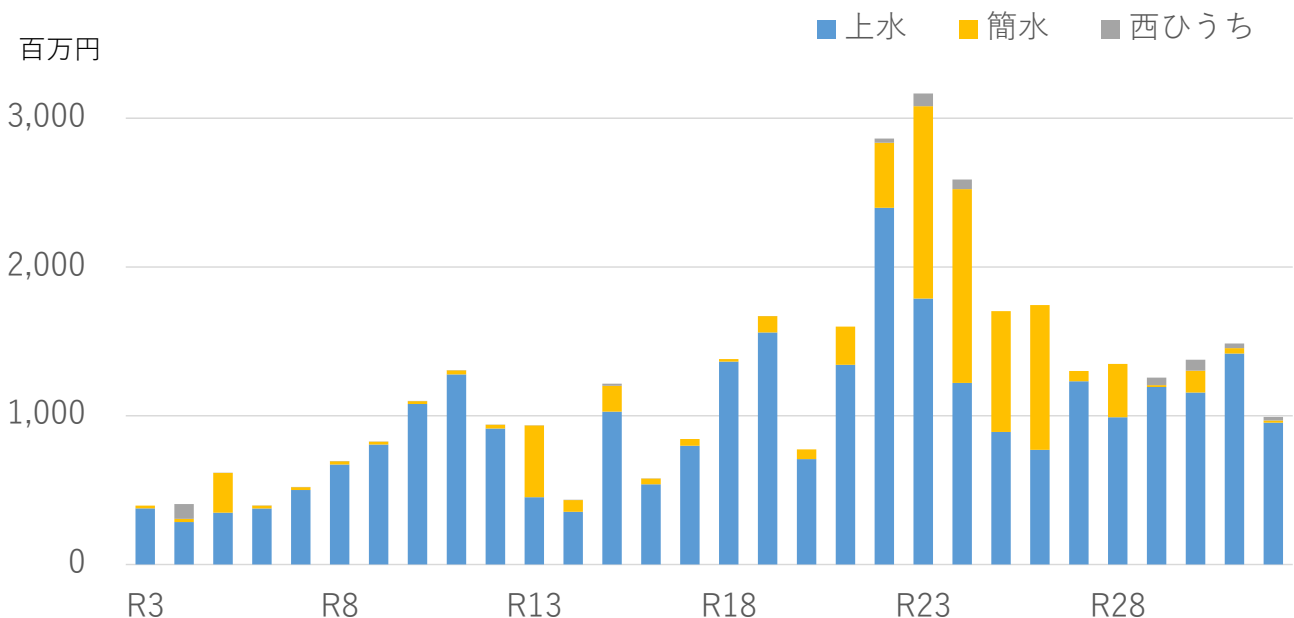


20

5 西条市上水道事業の経営改善の取組と課題

将来の施設更新費用

管路等の施設を法定耐用年数で更新した場合、今後30年間で **約365億円** の更新費用が必要となる。



21

5 西条市上水道事業の経営改善の取組と課題

料金改定及び統一の必要性

- 合併後16年が経過する中、水道料金の負担の公平性を欠いている現状を是正する必要がある。
- 水道事業を継続していくためにも、給水人口の減少に対応した料金設定を行う必要がある。
- 将来の施設更新に係る費用を確保する必要がある。



料金の統一及び適正な料金水準の確保が必要

22

6 水道料金改定の取組

水道料金統一に向けたこれまでの経緯

- 合併時、料金統一の調整がつかず旧2市2町の料金体系を引き継ぎ「新市移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する」とした。
- 平成26年度の使用料等審議会答申を基に、平成27年度8月、9月使用分から料金改定を実施
西条地区 約10.6%、東予地区 約4.7% の値上げ
丹原地区 約5.0%、小松地区 約4.3% の値下げ
- 平成29年度の使用料等審議会答申を基に、平成30年度4月、5月使用分から料金改定を実施
西条地区 約12.7%、東予地区 約5.1% の値上げ
丹原地区・小松地区は据え置き

23

6 水道料金改定の取組

第1回審議会 R3.3.19

- 水道事業の現状と課題等について
- 料金改定等の必要性について

料金改定・料金体系
統一の必要性確認

第2回審議会 R3.6下旬

- 料金体系の統一について

審議

水道料金体系統一案

第3回審議会 R3.7下旬

- 水道料金改定素案について等

審議

水道料金改定素案等

第4回審議会 R3.8下旬

- 答申書について

答申案の協議

市長に答申

24

6 水道料金改定の取組

R3年度

6月～8月 使用料等審議会開催・答申

12月 条例改正

1月～3月 料金改定周知

R4年度

4月、5月使用分から料金統一

統一後

経営戦略や老朽施設の更新計画を踏まえた
健全経営を目指す

25

ありがとうございました

第1回 西条市使用料等審議会
西条市環境部水道業務課